

「令和6年度海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の
設置及び経営」募集要領

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊

1 概要

青森県八戸市河原木字高館に所在する海上自衛隊八戸航空基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売所の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格等

(1) 応募資格

ア 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

イ 令和04・05・06の競争参加資格（全省庁統一資格）で、「物品の販売」の競争参加資格を有すること、もしくはこれらと同等の資格を有し、(2)を誓約し、(3)を遵守できる者

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 遵守事項

ア 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

イ 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく経営の全てを自社で遂行できること。

ウ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（蔵管第1号。昭和33年1月7日）に定める事項を遵守できること。

3 設置施設の所在地及び名称

青森県八戸市河原木字高館
海上自衛隊八戸航空基地

【重要】

4 応募意思の表明

応募意思を表明しない業者の方は、公募に参加できない。

応募を希望する者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参又は郵送かFAXすること。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いていることを確認すること。

- (1) 提出書類
参加表明書1部(別紙様式第1)
- (2) 提出先
青森県八戸市河原木字高館
海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班
電話 0178-28-3011(内線2319)
FAX 0178-28-6703(経理隊FAX)
- (3) 提出期限
令和5年11月16日(木)正午まで

5 業者説明会

参加及び不参加の連絡を、11月16日(木)正午までに、電話か書面(様式は任意)で前項(2)の提出先まで行うこと。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いていることを確認すること。

※全応募業者が説明会への不参加を表明した場合は開催しない。

- (1) 日時
令和5年11月17日(金)午後1時半からから1時間程度
- (2) 場所
厚生センター多目的ルーム
- (3) 持参書類
募集要領、仕様書、筆記用具

6 設置条件

- (1) 設置方法
設置・経営が決定した業者については、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可が必要
- (2) 展示即売所の業種
物品販売
- (3) 使用許可期間
令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- (4) その他
詳細は、別添仕様書のとおり。

7 国有財産使用料

屋内：日額 18円/㎡(消費税を除く。)
屋外：日額 2円/㎡(消費税を除く。)
※ 上記は、令和5年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

8 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに郵送又は手交により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。
ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙様式2） 1部
 ※ 申請時、屋内・屋外のどの区分に応募するか明記すること。
- (イ) 添付書類 7部
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式3）
- b 企画提案書（展示即売所）（別紙様式4）
 会社概要及び以下の内容を記載すること。
- (a) 一年間の販売予定月・販売日数
- (b) 1回あたりの使用面積（㎡）
- (c) 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- (d) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
- (e) 営業方針
- (f) その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部
 販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品が分かる具体的な資料等
- (エ) その他関係書類 各1部
 応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。
 （関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙様式5）
- b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 ※ 個人の場合は提出不要
 ※ 発行後3ヶ月以内のもの
- c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可。）
- d 財務諸表
 個人：所得税青色申告決算書、確定申告書
 法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 ※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの
- e 法人税又は所得税に関する納税証明書
 個人：その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）
 法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）
 ※ 発行後3ヶ月以内のもの
- f 会社概要（様式は問わない。上記c営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）
- (注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒039-1180

青森県八戸市河原木高館

海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班

電話 0178-28-3011 (内線2319)

ウ 提出期限

令和5年11月17日(金)16時～同年11月21日(火)16時

(2) 応募資格者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある又はしているとき。

カ 令和6年度の国有財産使用料を支払うことができないとき。

キ その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提案修正の禁止

原則、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止とする。

9 業者選考の決定

提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

10 決定日

令和5年11月27日(月)、文書及び電話で通知する。

11 業者決定後の提出書類

決定業者とされた者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 行政財産使用許可申請書

イ 誓約書

ウ 役員名簿

エ 火気使用申請書(必要な者のみ)

※ 書類については、業者決定日に決定業者へ郵送する。

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

令和5年11月27日(月)16時～令和5年12月7日(木)16時

12 疑義の申立

(1) 選考結果に疑義のある者は、八戸航空基地隊司令に対して、当該疑義の内容について、選考結果通知を通知した日の翌日から起算して10日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 申立窓口：海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊厚生班

イ 時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時から午後4時45分まで。
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 八戸航空基地隊司令は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を通知した日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。八戸航空基地隊司令は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公募名

海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営に関する業者の募集について

参加者①

フリガナ	
氏名	
電話番号	
メール	

参加者②

フリガナ	
氏名	
電話番号	
メール	

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

※ 参加者は2名以下として下さい。

申請書

令和 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

海上自衛隊八戸航空基地において、展示即売所を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

展示即売所実施場所

海上自衛隊八戸航空基地内

: 屋内

: 屋外

※ 申請を行う区分（レ印を記してください。）

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

企画提案書（展示即売所）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

企画提案

(a) 一年間の販売予定月・販売日数	
(b) 1回あたりの使用面積（㎡）	
(c) 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置	
(d) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法	
(e) 営業方針	
(f) その他のアピールポイント	

業務確約書

令和 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

「令和6年度海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営」の応募
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

印

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

仕様書

- 1 業務件名
海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売所の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、海上自衛隊八戸航空基地隊司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売所の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省東北防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国が仕様財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - ウ 本業務の解除をしたとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
- 5 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売所の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに前納すること。
- 6 設置及び経営場所
以下の場所を主とし、他の場所の使用を希望する場合は、別途協議するものとする。
 - (1) 屋内：海上自衛隊八戸航空基地 八戸厚生センター内
 - (2) 屋外：海上自衛隊八戸航空基地 八戸厚生センター前
- 7 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 8 使用許可期間等
令和6年4月1日（月）～令和11年3月31日（土）
なお、1日（8時間）を出店単位とする。また、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。
- 9 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。
- 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売所を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛けること。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、業務の全部又は一部を第三者に委託・譲渡することなく遂行できること。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。
- (5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

11 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲及び乙に関する情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

13 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

14 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合及び故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、

次回以降、公募への参加を認めない。

- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

15 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。
また、丙は、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、基地内への出入り及び施設への立入りについては、基地内で定められた関係規則の процедуруを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立入らないこと。
- (4) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について、展示即売所利用者又は甲及び乙からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (6) 丙は、展示即売所の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (7) 丙は、展示即売所の毎月の売上金額を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに甲に提出すること。
- (8) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。

16 仕様の細部

- (1) 国有財産の使用許可面積
 - ア 屋内 最大 20㎡
 - イ 屋外 最大100㎡
- (2) 営業日
営業日は任意とし、2週間前までに甲に営業日及び営業者数を連絡する。
- (3) 営業時間
07:00～18:00の間の任意の時間とする。
- (4) レジ袋等
省エネルギー及び環境対策を考慮すること。
- (5) その他
市場価格と比較し、利用者が、求めやすい価格で商品を提供できるよう配慮すること。また、衛生上、食品類については、常温による展示即売に問題が無く、包装済みでない商品については販売者及び購入者等が素手で商品に接触する恐れが無い方法とすること。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

